

第二十四条ノ二第四号ニ中、同条第十八項乃至第二十項を、同条第二十一項乃至第二十三項に、同号水中、証券取引法第二条第十七項を証券取引法第二条第二十項に改める。

第二十四条ノ五ノ二第二項第一号中、証券取引法第二条第十八項乃至第二十項を、証券取引法第二条第二十一項乃至第二十三項に改め、同条第五項第一号中、同条第九項を同条第十一項に改める。

別紙様式第一号中、「審判審議録」を「審判審議録」に改める。

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 改正後の別紙様式は、平成十五年四月一日以降に開始する事業年度に係る書類について適用し、同日前に開始した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○文部科学省令第十三号
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第五条第一項第三号の規定に基づき、博物館法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日
文部科学大臣 河村 建夫

博物館法施行規則の一部を改正する省令
博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第十六条第一項の表中、「千二百円」を、「千三百円」に、「千七百円」を、「千八百円」に改める。

第十六条第二項に次のただし書を加える。
ただし、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項の規定により申請等を行った場合は、当該申請等により得られた納付情報により手数料を納付しなければならない。

附則
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

○文部科学省 厚生労働省 令第一号
農林水産省、経済産業省
行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令を廃止する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日
文部科学大臣 河村 建夫
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 亀井 善之
経済産業大臣 中川 昭一

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令（平成十五年農林水産省、経済産業省令第一号）は、廃止する。

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

○文部科学省 令第一号
経済産業省
大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律（平成十年法律第五十二号）及び大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（平成十年政令第二百六十五号）第十一條及び第十三条の規定を実施するため、大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則を次のように制定する。

平成十六年三月三十日
文部科学大臣 河村 建夫
経済産業大臣 中川 昭一

大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第一条 大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律施行令（以下「単行法」といふ。）は、一件ごとに作成しなければならない。

2 申請書には、提出者の氏名又は名称、住所又は居所及び法人にあっては代表者の氏名を記載しなければならない。

（添付書面の省略）
第二条 申請書に添付すべき書面を他の申請書の提出に係る手続において既に特許庁長官に提出した者は、当該他の申請書に記載した事項に変更がないときは、申請書にその旨を記載して当該書面の添付を省略することができる。ただし、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該書面の提出を命ずることができ。

この省令は、特許法等の一部を改正する法律（平成十五年法律第四十七号）の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

○農林水産省令第一号
経済産業省
行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）及び行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令（平成十二年政令第四十一号）を実施するため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日
厚生労働大臣 坂口 力
農林水産大臣 亀井 善之
経済産業大臣 中川 昭一

行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関等が保有する行政文書に係る開示請求等の手続に関する省令（以下「法」といふ。）に基づき、行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第一号に掲げる行政機関、部局又は機関（以下「行政機関等」といふ。）が保有する行政文書に係る開示請求又は法第十四条第二項若しくは第四項に規定する申出（以下「開示請求等」といふ。）を行う者は、開示請求等に係る書面に、当該開示請求手数料又は開示実施手数料（以下「手数料」といふ。）の納付を証明する行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十三年財務省令第十号）の特例に関する省令（平成十三年財務省令第十号）別紙書式の納付書・領収証書を添付しなければならない。ただし、行政機関等の事務所のうち行政機関の長が指定した事務所において手数料を現金で納付した場合は、この限りでない。

附則
この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

○農林水産省令第二十九号
漁船法（昭和二十五年法律第七十八号）第十九条第二項及び第十七条第一項の規定を実施するため、漁船法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日
農林水産大臣 亀井 善之

漁船法施行規則の一部を改正する省令
漁船法施行規則（昭和二十五年農林省令第九十五号）の一部を次のように改正する。

第九條第二項及び第十三條の二第二項中、船舶原簿の謄本を、船舶原簿に記載されている事項を証明した書面に改める。

1 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

2 平成十六年三月三十一日以前に交付された船舶原簿の謄本は、この省令による改正後の第九條第二項及び第十三條の二第二項に規定する船舶原簿に記載されている事項を証明した書面とみなす。

○経済産業省令第四十七号
発電水力調査図表類交付規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十六年三月三十日
経済産業大臣 中川 昭一

発電水力調査図表類交付規則の一部を改正する省令
発電水力調査図表類交付規則（大正三年通信省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第三條第一項中、「四千五百五十円」を、「五千五百円」に、「二千二百五十円」を、「二千五百五十円」に改め、同条第二項中、「前項」を、「前二項」に改め、同条第一項の次に次の一項を加える。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十四年法律第五十一号）第三条第一項ノ規定ニ依リ同項ノ規定スル電子情報処理組織ヲ使用シテ前条ノ申請ヲ為ス場合ニ於ケル第一項ノ規定ノ適用ニ付テハ同項中、「五千五百円」トアルハ、「二千六百円」ト、「二千五百五十円」トアルハ、「千三百円」トス

附則
この省令は、平成十六年三月三十一日から施行する。

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。